

# 自殺免責期間を定める約款規定の効力

広瀬裕樹

## 目次

- 一 はじめに ——— 問題の所在
- 二 裁判例
- 三 自殺免責規定の意義
- 四 自殺の場面に援用可能な法理
- 五 検討
- 六 結びに代えて

## 一 はじめに ——— 問題の所在

被保険者が自殺した場合、生命保険金の支払は否定されるべきであろうか。本稿において究極的に問いたいのは

自殺免責期間を定める約款規定の効力

は、この点である。商法六八〇条一項一号は、被保険者の自殺を一律に保険者免責事由としていることが、その一つの答えとなろう。ただし、この規定に関しては問題が三つある。第一に、自殺の任意性である。この問題については、大審院が、精神障害中の動作に基因する自殺は免責とならないと判示し、決着がついている。<sup>1</sup>第二に、立証面の問題である。被保険者の死亡は自らの故意によるものか否かの立証は、死者の内心の意思に踏み込むものであるから、必ずしも容易ではない。保険金を詐取するため、偶然の事故を装うケースもあり、証明にはかなりの困難性が伴うことになる。裁判に臨む保険者は相当重い負担を強いられるであろう。もっとも、最近では裁判所が積極的に自殺を認定するようになってきたので、立証面の障害は比較的減じてきている。<sup>2</sup>これに対し、現在まさに議論の真っ只中にあるのは、次に掲げる第三の問題である。

生命保険契約の約款では、一般に、被保険者が一定期間内に自殺した場合のみ保険者免責事由とする定めがある。すなわち、この免責期間経過後の自殺には、保険金が支払われることが予定されている。実務では、商法の規定とは異なる処理がなされているわけである。このような処理は、商法六八〇条一項一号に照らして、有効といえるのであろうか。

多数説は、全面的にその有効性を承認する。しかし、最近の裁判例では、一定の場面に限られるものの、約款規定の効力が否定されている。これに与する見解も少なくない。近時は力を増してきているようにも思われる。もっとも、それらの裁判例・学説を見るかぎり、約款規定の効力が否定される場面については、必ずしも一様ではない。おそらく、いかなる場合には保険金の支払を否定すべきかという判断自体が、微妙に異なっているであろう。

結局この問題の根底にあるのは、冒頭で示した問い掛けである。生命保険契約法では、被保険者の自殺をどの

ように扱うべきであろうか。この問いは、単に、自殺免責に関する規定の解釈論のみにとどまらない。一旦約した保険金の支払を否定することになるから、保険契約法の理論的基盤に関わる重大な問題である。また、自殺免責規定以外の種々の法理にも波及する問題でもある。なぜならば、保険金の支払を否定すべきケースが、他の法理により効果的に処理されるならば、自殺免責規定の範囲を拡張する必然性はないからである。このように、前述の問いは、生命保険契約法全般に影響が及びうる難問であり、理論面でも、体系面でも、極めて重要な位置付けにある。

本稿では、以上のような問題意識から、約款規定の有効性について考察することとしたい。以下ではまず、約款規定の有効性が問題となった裁判例を分析する(二)。次に、自殺に関する商法および約款の規定の趣旨について、議論状況を概観する(三)。続いて、被保険者の自殺の場面に援用しうる法理について整理し(四)、以上を踏まえて検討し、私見を提示することとしたい(五)。

注(1) 大判大正五年二月二二日民録二二輯二三四頁。学説上也定説として異論がない。参照、植村敬治郎「判批」別冊ジュリスト一一二号『商法(保険・海商)判例百選(第二版)』一〇四頁以下(有斐閣、一九九三年)。

(2) 立証面の問題に関する議論状況については、笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任(三)」文研論集一二七号九六頁以下(一九九九年)参照。

## 二 裁判例

1 札幌地裁昭和五九年一月二八日判決(以下「札幌地裁判決」とする)

これまでも、免責期間経過後の自殺が問題とされた事案は裁判上いくらか存在している。しかし、それらの裁判例において、約款規定が正面から問題とされたことはほとんどなかった。札幌地裁判決は、筆者が調べたかぎりでは、約款規定の意義について論じた最初の裁判例である。

事案は、継続して二つの類似した生命保険契約に加入した被保険者Aが、新保険契約を締結した約一〇ヶ月後に自殺したというものである。主たる争点は、この二つの保険を実質的に同一のものとみて、自殺免責期間の起算日を旧保険契約の締結日とするか否かであった(結論は否定)。保険金受取人のXは、自殺が保険金を取得する目的でなされなければ、約款規定の適用はなく、保険者は免責されない、ということも主張し、争った。

札幌地裁は、次のように判示した。自殺に関する約款の定めは「個々の場合の被保険者の自殺の目的を究明することが困難であることに鑑み、契約締結後一年以上経過してからの自殺の場合には、保険金取得をその主要な目的とした自殺ではないと推定できるとの前提に立って、保険金を支払う扱いをするものである。保険金支払の対象とするか否かを個々具体的に、自殺の目的を実質的に審査したうえで判断するのではなく『類型的・画一的』に定めたのが、各約款の趣旨であって、いずれも合理的なものとして承認されるべきである……。」

この判旨によれば、免責期間経過後の自殺については、一律に保険金が支払われることになる。これは、学説上の多数説の立場である。ただし、あくまでも免責期間中の自殺について争われているわけであるから、厳密に

言えば、免責期間経過後の自殺に関する説示は傍論であるともいえる。しかし、判旨の説く一般論は、保険実務および裁判実務において、長らく前提とされてきたと思われる。それゆえに、これまでの裁判例では、約款規定の効力について取り上げられることが少なかったであろう。<sup>④</sup>

これに対し、ごく最近、免責期間経過後の自殺の場合に約款規定の効力が正面から問題とされた裁判例が相次いだ。いずれも、札幌地裁判決の立場に疑問を呈している。

## 2 岡山地裁平成一一年一月二七日判決<sup>⑤</sup>（以下「岡山地裁判決」とする）

岡山地裁判決は、少なくとも筆者が調べたかぎりでは、約款規定の効力を覆した初めての裁判例である。事案は、次の通りである。多額の借金を負ったAは、多くの損害保険や多額の生命保険（一件）に加入した後、交通事故により死亡した。岡山地裁は、Aが故意に発生させた自殺であったと認定した（公表された記録では損害保険関係の判旨が省略されており、その中に自殺に関する事実認定が含まれているため、自殺に関する事実認定の詳細は不明）。さらに、運転手の過失による交通事故を偽装するため、運転していた無関係の知人Bも事故に巻き込み、死亡させたとし、また、Aの自殺はAの家族であるXらに保険金を取得させ負債整理をすることを主要な目的として敢行されたものと認定されている。しかし、生命保険の約款には一年の自殺免責期間が定められていたところ、Aの死亡時は、生命保険に加入してから一年二ヶ月を経過していた。

岡山地裁は、Xらの保険金請求を排斥した。その論旨は、次の通りである。まず、商法六八〇条一項一号が自殺を一律に免責としているのは、「仮に自殺の場合でも原則どおり保険金を支払うとすると、保険金受取人に生命保険金を取得させることを目的として自殺覚悟で生命保険に加入し、契約後に自殺するという事例が発生する

可能性があるが、そのような事例を防ぐことができなければ、生命保険が不当な目的に利用されてしまい、契約者間の衡平も保たれず、保険の運用上問題を生じるばかりか、保険会社は社会的非難を浴びることになる」からであり、「偶然の事実の経過によって事を決することを本質とする生命保険契約の性格上強く要請される信義誠実の原則に反し、また保険事故の要素である偶然性を欠くからである。」

約款規定の趣旨については次のように論じた。健全な保険制度を維持する上では全ての自殺を免責とする必要はなく、いわゆるモラルリスク的な自殺を排除すれば足りると考えられるが、「一年後の自殺を決意して保険に加入する者は少ないし、仮に契約時に自殺する意思を持っていたとしても、一年以上それを持ち続けて自殺を実行する者はさらに少ないと考えられ、したがって、責任開始日から一年経過した後の自殺は、通常は保険金取得を主要な目的とした自殺ではないと推定できる……。また、自殺の原因は……多種多様で、契約後の期間に拘わらず自殺というだけで保険金を支払わないのは遺族の生活保障という保険制度の趣旨に反する……。」

したがって、「前述した意味での推定が働かず、被保険者が保険金受取人に保険金を取得させることを唯一又は主要な目的として自殺した場合で、しかも、自殺の具体的態様に照らし、被保険者の自殺目的を是認することが社会的に見て公序良俗に反し、あるいは契約者間の衡平を著しく失する結果を招来し、全体として商法及び約款の趣旨に反することが明らかであるような場合には、右約款の規定の適用は排除されるものと解するのが相当である。」

岡山地裁は、以上のような判旨に基づいて、この事案では、少なくとも自殺の時点では保険の存在が直接的誘因となったことは明らかであり、交通事故を仮装し、無関係のBをも死に至らしめるなど、公序良俗に反することが明らかであるから、約款を適用することは相当でないと結論付けた。

この判旨では、推定が覆される要件として、自殺が保険金取得目的でなされたということに加え、自殺の具體的態様が全体として商法および約款の趣旨に反するということも挙げられている。この要件をも挙げたのは、事故を偽装するため知人も巻き込み死亡させたという自殺の態様の悪質性を重要視したためであろう。判旨全体の印象としては、保険金取得目的の要件よりも、後者の要件に重点があるように思われる。なお、判旨中で遺族の生活保障を挙げているのは若干特徴的である。おそらく、事案状況を総合的に加味して判断することを指向したために挿入されたのであろう。ただし、推定が覆される要件との関わりは具体的には明らかでない。

この岡山地裁判決は控訴されたが、金融商事判例に掲載された東京高裁判決（後掲）のコメントによれば、控訴審判決（広島高裁岡山支判平成一二年四月二一日・判例集未登載）も同旨で、確定したとのことである。また、判例集未登載であるが、推定を覆す要件について、この岡山地裁判決とほぼ同旨の判決も下されているようである。<sup>8</sup>

### 3 山口地裁平成一二年二月九日判決（以下「山口地裁判決」とする）

事案は次の通りである。実質的には暴力団B組組長Bの支配下にあったX社は、Bの愛人A女を被保険者とする保険契約を締結した。A女はBに対して多額の借金があり、Bから生命保険金で返すよう迫られていた。実際に、その保険金は最終的にBの手元に入らなっていた。契約締結より一ヶ月半の時点では、A女自らが運転する軽乗用車が崖下に転落する自損事故が起きた。契約締結より二ヶ月の時点では、B組組員Eが運転する乗用車にて事故に遭った（Eの故意により招致された蓋然性が極めて高いと認定されている）。最終的には、契約締結より一年三ヶ月の時点で、Aは自殺した。

こうした事実状況の下で、山口地裁は、次のように判示して、X社の請求を棄却した。商法六八〇条一項一号が自殺を免責事由としたのは、生命保険の射替契約性から「被保険者において故意に危険を生ぜしめてはならないことは、保険契約上要請される信義誠実の原則として当然のことであり、また、被保険者が自殺した場合にも保険金を支払うものとすれば、自殺の誘発の危険があるとともに、生命保険契約が不当の目的に利用され、保険契約上の危険が予測不可能なものとなって、生命保険契約制度の維持が困難となるので、かかる事態を防止しようとする趣旨によるものである。」

「本件各約款は、右商法の規定を受けつつ、個々の場合における自殺の目的を究明することが困難であることに鑑み、右法の趣旨を没却せしめない限りにおいて、被保険者が保険契約締結後一年以上経過して自殺した場合には、保険金取得をその唯一又は主要な目的としたものではなく、かえって、これが、何ら保険契約締結の事実とは無関係な事態であると推定されることを前提とした規定と解するのが相当である。」

「保険者において、被保険者の自殺が保険金取得をその唯一又は主要な目的としたものであること、及び自殺免責期間である右一年の経過と保険事故の発生日時に有意的な相関関係があることを主張・立証すれば、右推定は覆され、本件各約款はその前提を失うことになる。……かかる場合は、本件各約款の存在をもって商法六八〇条一項一号の適用は排除されず、たとえ、被保険者の自殺が保険契約締結後一年以上経過してのものであっても、保険者は免責される……。」

推定が覆される要件として、自殺免責期間の経過と保険事故の発生日時に有意的な相関関係があるという点も挙げられており、これは他の判決とは異なっている。保険契約締結の事実と無関係であることが覆されると論じられていることからすれば、この相関関係とは、保険契約締結の時点より保険金取得の目的を持ち続け、その意

図を完遂した、ということの意味していると思われる。<sup>10)</sup> すなわち、保険金取得目的で契約が締結されたという点が重視されているのである。

#### 4 東京高裁平成一三年一月三十一日判決<sup>11)</sup>(以下「東京高裁判決」とする)

Aが代表取締役であるX社は、Y保険会社らと、Aを被保険者とし保険金受取人をX社や妻Bとする生命保険契約を、平成六年六月に四件、平成七年五月から七月にかけて四件締結し、A自身もAを被保険者とする生命保険契約を平成七年六月に二件締結した。これらの保険契約は、Aが締結を積極的に求めたものであった。X社は苦境に立たされていたが、保険料の額は月額二〇〇万円を越えていた。Aは、平成七年一〇月三十一日、X会社が請け負った工事現場である団地の屋上から落下して即死した。X社などからの請求に対し、Y保険会社らは支払を拒絶した。

一審(東京地裁平成一一年三月二十六日判決<sup>12)</sup>)は、詳細な事実認定から、Aの死亡は自殺によるものと認定した。そして、平成七年に締結された六件の生命保険契約については、約款所定の免責期間(一年)内の自殺であると、Xらの請求を排斥した。一方で、平成六年に締結された四件の生命保険契約については、免責期間が経過していることをもって、Y保険者会社に保険金の支払いを命じた。Y保険会社は、公序良俗違反や重大事由による解除、危険著増による契約の失効を主張したが、平成六年の時点では保険金の不法利得目的を達成するための手段として締結されたと断定することはできないなどとの理由から、ことごとく排斥された。

控訴審である東京高裁判決では、Y保険会社は、新たに、保険金取得目的での自殺は商法六八〇条一項一号が適用され保険者は免責されるとの主張を加えた。東京高裁は、双方の主張をもとに事故の状況を再吟味し、改め

て、AがX社らに保険金を取得させる目的で自殺したものと認定した。その上で、まず、平成七年に締結された生命保険契約については、ほぼ一審通りの判断を下した。これに対して、平成六年に締結された生命保険契約については、一審とは異なり、Xらの請求を棄却した。その判旨は、山口地裁判決と相当に近似する。ただし、約款規定については、契約締結より一年を経過した後の自殺は保険金の取得を目的としたものとはいえないものと推定される、と論じている。その上で、その推定が覆される要件については、次のように判示した。

「保険者においてその自殺が専ら又は主として保険金の取得を目的としてされたものであることを主張・立証した場合には、一年内自殺免責特約の存在にもかかわらず、保険者は、商法六八〇条一項一号の原則に基づき、保険金支払義務を免れるものと解するのが相当である。」

この東京高裁判決では「自殺の意図」が重視されている。これに対し、一審では「契約締結時の意図」が重視されている。東京高裁が、一審の論旨を採用せず、自殺時の保険金取得目的を問題としたのは、平成六年に締結された生命保険契約についても保険金支払を認めるべきではないという価値判断に基づくところが大きいのではないかと思われる。

## 5 小括

岡山地裁判決、山口地裁判決および東京高裁判決の論理展開は、大枠としてほぼ同様である。現時点で裁判例の趨勢といえよう。ただし、それぞれの事案は上述のように相当異なっている。岡山地裁判決の事案は、他人を巻き込むような悪質な自殺態様であった点が特徴的である。一方で、山口地裁判決の事案は、債権者が被保険者を自殺に追い込んだような事情であった点が特徴的である。これに対し、東京高裁判決の事案からは、これら二

判決の事案ほどの悪質性は見出しえない。

また、推定が覆される要件も異なっている。岡山地裁判決と山口地裁判決は、推定が覆される要件として、自殺が保険金取得目的でなされたということ以外の事情も加味している。これに対し、東京高裁判決は付加的な要件を採用していない。この点は東京高裁判決の特徴であるといえよう。もっとも、このことのみをもって、東京高裁判決の判旨が要件を緩和する趣旨であるとまで断じることが早計であろう。なぜならば、他の判決と同様に東京高裁判決も、詳細な事実認定に基づき事案を総合的に勘案して結論を導いているからである。個々の裁判例における免責か否かの判断は、それぞれの事実状況の総合的判断が集約された結果であると見るべきである。しかし、一方で、その判旨が広く採用されるようになれば、要件が独り歩きすることも十分考えられる。

そこで、要件として示されたもののみを取り出してみると、三判決は、次のように結論が異なりうる。まず、保険契約締結後十数年も経過した後に、種々の理由から遺族に金銭を給付する目的で被保険者が自殺するようなケースでは、東京高裁判決の要件によれば保険者は免責される。これに対して、岡山地裁判決、山口地裁判決の要件では免責されないことなる。また、他の保険契約は保険金取得目的で締結されたが、当該保険契約の締結においてはそのような目的がないケースでは、山口地裁判決の要件では免責されないのに対して、岡山地裁判決および東京高裁判決の要件では免責されることになる。一方で、未遂に終わった保険金詐取行為の発覚を恐れ自殺がなされたケース（後述する四一の大阪地裁判決の事案のようなケース）は、当該自殺自体と保険契約が直接に関係するとまではいえないから、山口地裁判決および東京高裁判決の要件では免責されないと思われるのに対して、岡山地裁判決の要件では免責の結論を導くことも可能である。

それぞれの要件の違いは、各事案の特殊性に応じた結果であろう。しかし、おそらく、それぞれの裁判官が保

險者免責とすべきと考えているケースは、微妙に異なっているのではあるまいか。上記の違いを見るかぎり、三者三様である。東京高裁判決が岡山地裁判決と山口地裁判決の立場を集約したとも言いがたい。それゆえ、東京高裁判決は、現時点では一事例を追加したにすぎないものと評すべきであろう。続く裁判例がどのように展開していくのが注目される。とりわけ、東京高裁判決は上告されており、最高裁の判断が待たれるところである。

注(3) 判時一一八〇号一三四頁。判例研究としては、西島梅治「札幌地裁判決判批」ジュリスト九二三号九六頁(一九八八年)がある。

(4) 従来の実務における認識については、西嶋梅治「自殺免責期間経過後の自殺」『生命保険契約法の変容とその考察』二〇二頁(保険毎日新聞社、二〇〇一年)を参照。

(5) 金法一五四号九〇頁。

(6) 同旨、甘利公人「商法六八〇条一項一号と自殺免責条項」上智法学論集四四卷三三三頁(二〇〇一年)。

(7) 金融商事判例一一一〇号一三三頁の東京高裁判決(後掲)のコメント。

(8) 松山地判平成一年八月二七日。金融商事判例一一一〇号一四頁の東京高裁判決(後掲)コメントによる。控訴審(高松高判平成二年二月二五日)も同旨で確定したとのこと。なお、山下友信・後掲注(11)東京高裁判決判批一五頁以下も参照。

(9) 判例時報一六八一号一五二頁。判例研究としては、次に掲げるものがある。小貴崇「山口地裁判決判批」文研保険事例研究会レポート一五四号一〇頁(二〇〇〇年)、甘利公人「山口地裁判決判批」損害保険研究六一巻四号一五三頁(二〇〇〇年)、星野哲也「山口地裁判決判批」文研保険事例研究会レポート一五七号一頁(二〇〇〇年)、中西正明「山口地裁判決判批」追加説明」文研保険事例研究会レポート一五七号八

頁(二〇〇〇年)、洲崎博史「山口地裁判決判批」ジュリスト臨時増刊一七九号『平成一一年度重要判例解説』一〇七頁(二〇〇〇年)、山本豊「山口地裁判決判批」『私法判例リマークス23号2001「下」』一〇八頁(二〇〇一年)。

(10) 同旨、山本豊・前掲注(9) 山口地裁判決判批一〇九頁。

(11) 判時一七八八号一三六頁。判例研究としては、山下友信「東京高裁判決判批」保険事例研究会レポート一六一号一五頁以下(二〇〇一年)、甘利公人「東京高裁判決判批」上智法学論集四五卷二号一七三頁(二〇〇一年)がある。なお、この事案では、別訴にて、傷害保険契約における保険事故の偶然性の立証責任についても争われた。すでに、上告審にて注目すべき判断が下されている。最判平成一三年四月二〇日民集五五卷三号六八二頁。この最高裁判決にまつわる議論状況については、甘利公人「判批」判例評論五一八号一九七頁(二〇〇一年)、木下孝治「判批」ジュリスト臨時増刊一二二四号『平成一三年度重要判例解説』一〇七頁(二〇〇二年)などを参照。

(12) 判時一七八八号一三六頁「一四四頁」。

(13) 山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一六頁以下。

## 二二 自殺免責規定の意義

### 1 商法六八〇条一項一号の趣旨

前述したように、近時の裁判例では、概ね、商法六八〇条一項一号の趣旨について、次の三点を挙げている。

自殺免責期間を定める約款規定の効力

第一に、保険契約の射倖契約性からして被保険者が事故を故意に発生させてはならないことは信義則上当然である。第二に、被保険者の自殺の場合にも保険金が支払われることになれば、不当に利用されるおそれがある。さらに、第三に、保険事故の発生が予測不可能なものとなって生命保険制度の維持運営が困難になる。すなわち、信義則、不当利用の防止、保険制度の維持、の三点である（山口地裁判決参照）。これは、概ね学説にても論じられているところである。<sup>14)</sup>

これに対して、かつては、どのような事情であっても保険金受取人は保険の利益を失うことによって、自殺の誘発を防止すべきとの見解もあつた。<sup>15)</sup> この見解は、自殺は許すべきではない悪質な行為であり、それ自体が公序に反するという考え方に基づくものと思われる。しかし、この見解に対しては、批判が強い。保険契約法上まず問題とすべきであるのは、自殺それ自体に対する倫理的な価値判断ではなく、自殺の場合に保険金受取人が生命保険金を受け取ることの当否であるとされる。<sup>16)</sup> すなわち、仮に自殺という行為に及んだ被保険者は咎められるとしても、保険金受取人がその行為の悪質性と関係していないというのであれば、保険者免責という「制裁」を用いる合理性は乏しいわけである。むしろ、残された善良な遺族の生活保障を考慮すべきともいえる。現在では、自殺という行為の悪質性を重視する見解はほとんど見受けられない。

近時は、第二の点である、不当利用の防止が強調されている（「不正」利用とも「不法」利用とも称されるが、本稿では「不当利用」と称することとする）。この「不当」の対象は、論者によって微妙に異なっているものの、最広義には、保険金受取人に保険金を取得させることを主たる目的として自殺を企図すること、を意味するようである。その防止は、何よりも公序からの要請である。もちろん、第一の点である、信義則からしても、防止すべきことは当然である。さらに、保険事故が偶然に生じることを前提とした数理計算によって成り立っているこ

とからすれば、第三の点である、保険制度の維持の観点にも結びつく。信義則、公序、保険制度の維持の三つの要請が、複合的に結びついて、自殺を免責とすべき根拠を形成しているといえよう。

こうした理解からすれば、不当利用が認められない場合には、免責とする必要がないことになりそうである。それにも拘わらず、現行商法が自殺を一律に保険者免責事由としていることについては、次のような説明がなされている。すなわち、自殺においても保険金を支払うべき場面があるとした上で、個々の事案において保険金取得目的によって自殺がなされたことを立証することは事実上不可能であるから、その弊害の予防を重視し、自殺を一律に免責事由としたと解される。<sup>19)</sup>つまり、立証の困難性を克服するための処置として、全ての自殺を不当な目的によるものとみなすことにした、というのである。苦しい説明といわざるを得ないが、だからこそ、商法六八〇条一項一号には一般的に合理性を見出せず、任意規定と解されることになる。

なお、第一の点のように、信義則を根拠とすることには、注意が必要である。なぜならば、被保険者は保険契約者や保険金受取人と同一人物であるとは必ずしもいえず、生命保険契約における当事者でも受益者でもない可能性があるから、信義則の適用が理論上当然に考えられるわけではないからである。<sup>20)</sup>すなわち、信義則は、不当利用を防止すべきことを一般的に導かない。公序の要請や保険制度の維持の要請とはその点で異なることになる。

## 2 約款所定の自殺免責期間

約款規定のように、自殺について一定の免責期間を設けるのは、保険契約が保険金取得目的で締結されることを防止するためであると説明される。すなわち、予め自殺を企図して保険契約を締結したとしても、一定期間（例えば一年間）自殺の意図を持ち続けることはほぼ不可能であるから、自殺免責期間を設けることで、保険金

取得目的の達成をほとんど排除しうる。一方で、自殺免責期間経過後の自殺は、契約締結の意図とは無関係であると把握することが可能となる。また、契約締結後に保険金取得の企図が生じ自殺する場合は、自らを死に至らしめるという行為の性質上、正常な精神状態の下で容易に選択されるとは思えず、現実に頻発するとは考えにくいから、あえて免責事由とするまでではないともいえる。<sup>25)</sup>要するに、自殺免責期間の設定は、保険金取得目的で契約が締結された場面のみを排除するべく機能するが、それでもって弊害は十分に除去されると考えられているわけである。

こうした自殺免責期間の定めは、近時導入されたものではなく、相当古くから存在していた。明治四年の商法改正に伴い改正された「模範普通保険約款」では、自殺に関して、三年の免責期間の定めが導入されており、その理由はほぼ前述の通りであった。<sup>26)</sup>免責期間の方式によれば、期間経過をもって画一的な処理が可能となり、ひいては訴訟不経済を回避することもできる。一定期間経過後は、自殺の立証の困難性に煩わされることもない。また、遺族の生活保障という面から見れば、自殺であっても保険金が支払われうるのは望ましいと思われる。こうした利点が現実において極めて有用であったのであろう。かつては保険金取得目的の自殺と認められる場合には免責とする旨定める約款もあったようであるが、大正一〇年ころからは、免責期間を設ける方式が支配的となった。<sup>27)</sup>以後、現在に至るまで長年にわたり、実務においては、自殺免責期間の定めが定着してきた。自殺免責期間の定めは、現実の実務の中で生き残ってきたものといえよう。

免責の期間については、当初は多くの約款が三年としていたが、時代が下るにつれ二年とするものが増加していった。<sup>28)</sup>その当時は二年よりも短くすることは公序に反するという見解もあったが、昭和四四年には、監督官庁の指導により、一年に統一され、最近までは、その状態が続いていた。

なお、世界的に見ても、制定法ないしは約款にて、自殺免責期間の定めが一般に普及している。<sup>20)</sup>

### 3 商法の規定と約款の規定の關係

自殺免責期間の約款規定は一応のところ有効ということについては、学説上、異論がない。ただし、有効とされる範囲については見解が分かれている。多数説は約款規定を免責期間経過後の自殺について一切争わないことを定めた不可争条項と解する。その根拠として、自殺免責期間による処理の利点を強調した上で、期間の経過によって商法の規定の趣旨がほぼ達成されうるとする。<sup>21)</sup> 商法六八〇条一項一号を任意規定と解して、約款規定の効力を全面的に認めるのである。この多数説を不可争条項説と称することにする。

これに対し、自殺免責期間による処理の利点は認めつつも、期間経過後の自殺については保険金取得目的がないとの推断が前提となつて保険金が支払われるのであつて、この推断が覆されるような場合にまで保険金の支払を約する定めは公序に反し無効であるとする見解も有力である。<sup>22)</sup> すなわち、約款規定の効力は保険金取得目的がある場合には及ばない解する。この有力説を保険金取得目的推定説と称することにする。近時の裁判例は、まさしくこの保険金取得目的推定説を採用している。

この保険金取得目的推定説に対しては、次のような批判がある。すなわち、保険金取得目的をもって保険者免責を認める論旨からすれば、逆に、免責期間内の自殺について、保険金取得の意図がないことが立証されれば、保険者は免責されないといえる。しかし、約款はそのような規定になつていないし、また、そのように解すると保険金支払に関する紛争を多発させるため妥当でない、<sup>23)</sup> という。この批判に対しては、次のような反論がなされている。すなわち、保険金取得目的推定説は、保険金取得目的での自殺の場合には保険金の支払を否定すべきで

あるとするのみであつて、そうでない場合には保険金が支払われるべきとまで含意するものではない。また、元來を免責事由とするかは保険者の自由であるから、約款によって、契約締結時から一定期間内の自殺を一律に免責とすることには支障がない、とする。この反論については、あえていえば、約款の内容的公正性の点で疑問もないではない。しかし、一応の筋は通っており、論理としては成り立ちうるであらう。

そうすると、いずれの説も、解釈論理としては成り立ちそうである。ただし、肝心なのは、両説の違いは、被保険者が自殺した場合にどのような場面まで保険金請求を否定すべきか、という判断の相違に基づいているといふことである。不可争条項説は、自殺免責期間の定めがカバーする場面だけで十分であると判断しているわけであるし、保険金取得目的推定説は、十分でない<sup>(35)</sup>と判断しているわけである。したがって、検討すべきは、まさに、このどちらの判断が妥当であるか、である。

注(14) 学説の中には、自殺は損害保険契約における故意の事故招致に相当すると説く見解も少なくない。倉沢康一郎『保険法通論』一三七頁(三嶺書房、一九八二年)、坂口光男『保険法』三二六頁(文眞堂、一九九一年)、田辺康平『現代保険法』二五〇頁(文眞堂、新版、一九九五年)。同旨、野津務『新保険契約法論(保険法論集第二卷)』六二五頁(野津務保険法論集刊行会、一九六五年)、江頭憲治郎『商取引法』四七〇頁注(一)(弘文堂、第三版、二〇〇二年)。ただし、故意の事故招致が保険者免責事由となる根拠は、信義則や公序良俗などに求められるので、本判決が掲げた三点と異なるわけではない。なお、故意の事故招致に関する議論状況については、竹瀝修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」立命館法学一七〇号五六頁以下(一九八三年)参照。

- (15) ロエスレル商法草案の立場である。草案の七四五条によれば、被保険者の自殺の場合は、一律に、保険契約が無効になる。この規定は、公の秩序に関する強行規定とされていた。ロエスレル氏寄稿『商法草案 下巻(復刻版)』一八八頁以下(新青出版、一九九五年)。なお、商法六八〇条一項一号の立法過程について、詳しくは、笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任(二)」文研論集一二五号七八頁以下(一九九八年)、および竹瀨修「人保険における自殺免責条項」立命館法学二二五・二二六号一〇七二頁(一九九三年)参照。

(16) 倉沢康一郎「判批」別冊ジュリスト九七号『生命保険判例百選(増補版)』一五〇頁(一九八八年)。

(17) 自殺という行為に対する評価は、宗教や道徳観念などの影響が大きく、社会によって大きく見方が異なりうる。それゆえ、自殺に及んだ被保険者は咎められるべきと必ずしもいえるわけではないであろう。参照、大澤康孝「生命保険における自殺免責」エコノミア八九号一頁以下(一九八六年)。

(18) 大森忠夫『保険法』二九二頁(有斐閣、補訂版、一九八五年)、中西正明『改訂保険・海商法』〔戸田修造・西島梅治編〕一四四頁(青林書院新社、一九七九年)、栗田和彦『現代商法Ⅳ保険・海商法』〔今井薫ほか〕二一三頁(三省堂、一九八八年)、石田満『商法Ⅳ(保険法)』三三〇頁(青林書院、改訂版、一九七九年)、西島梅治『保険法』三六二頁(悠々社、第三版、一九九八年)、竹瀨修『保険法』〔山下友信ほか〕二五六頁(有斐閣、一九九九年)、今井薫ほか『レクチャー保険法』二二九頁(法律文化社、二〇〇〇年)、石原全「判批」判例評論四二四号二九頁(一九九四年)。

(19) 大森忠夫「被保険者の事故招致」『保険契約の法的構造』二四九頁(有斐閣、一九四二年)。

(20) 大森忠夫・前掲注(18)書二九二頁、栗田和彦「今井ほか」・前掲注(18)書二二三頁、石田満・前掲注(18)書三三〇頁、西島梅治・前掲注(18)書三六二頁、石原全・前掲注(18)判批二一九頁。

- (21) 竹瀆修・前掲注(15) 論文一〇七三頁。被保険者が保険契約者でもある場合に限れば信義則の要請があるなどと、慎重に記述されることもある。中西正明「戸田・西島編」・前掲注(18) 書一四四頁、竹瀆修「山下ほか」・前掲注(18) 書二五六頁。
- (22) 田辺康平「生命保険契約と保険者の免責事由」ジュリスト七三六号一〇七頁(一九八一年)。
- (23) 玉木為三郎「改正模範約款に付て」生命保険会社協会会報一卷二号六頁(一九二一年)。模範普通保険約款については、同号一頁以下参照。
- (24) 注(2)に挙げた文献を参照。
- (25) 森莊三郎「保険約款に現はれたる自殺条項」生命保険経営五卷三号九六頁以下(一九三三年)、とくに一〇二、一〇三頁の表を参照。
- (26) 昭和二七年当時の論稿によると、普通保険約款では自殺免責期間が二年とされていた。小町谷操三「生命保険契約における不可争条項について」『保険法の諸問題』八〇頁(有斐閣、一九七四年)参照。
- (27) 小町谷操三・前掲注(26) 論文八二頁。
- (28) 「告反解除の短縮及び自殺免責期間の統一について」生命保険協会会報五〇卷二号九九頁(一九六九年)。
- (29) 他国の法状況については研究が盛んであるが、網羅的なものとして、例えば、田辺康平・前掲注(22) 論文一〇八頁、笹本幸祐・前掲注(15) 論文(二) 六三頁以下を参照。
- (30) 田辺康平・前掲注(22) 論文一〇七頁、田中誠二・原茂太一『新版保険法』二八五頁(一九八六年、全訂版、千倉書房)、倉沢康一郎・前掲注(14) 書一四一頁注(2) および一三七頁、石田満・前掲注(18) 書三三二頁、小町谷操三・前掲注(26) 論文八二頁以下、植村啓治郎・前掲注(1) 判批一〇五頁、中西正明・前掲注(9) 山口地裁判決判批八頁、福島雄一「生命保険契約の自殺免責約款における免責期間経

過後の被保険者自殺の問題（2・完）「福島大学行政社会論集一四卷四号七九頁（二〇〇二年）。

(31) 解釈論理としては、商法六八〇条一項一号を保険金取得目的がある自殺の場合に限定した強行規定と解するか、民法九〇条に基づくと解することになろう。

(32) 坂口光男・前掲注（14）書三七七頁、大澤康孝・前掲注（17）論文一一頁、出口正義「判批」ジュリス  
ト九二一号一〇一頁（一九八八年）、石原全・前掲注（18）判批二二〇頁、中村敏夫「被保険者の自殺」  
『生命保険契約法の理論と実務』五八一頁（保険毎日新聞社、一九九七年）、西嶋梅治・前掲注（4）論文  
二〇七頁、山下文「生命保険契約と被保険者の危険」東海法学二二〇〇年（二〇〇〇年）。

(33) 甘利公人・前掲注（9）山口地裁判決判批一六四頁、竹瀆修・前掲注（15）論文一〇七九頁。

(34) 笹本幸祐・前掲注（15）論文（二）九八頁。同様の指摘をするものとして、古瀬村邦男「判批」東京大  
学商法研究会『商事判例研究（4）昭和二十八年度』二七五頁（有斐閣、一九六三年）がある。

(35) 近時の判例法理は、約款の内容的公正性について敏感であり、保険契約者側にとっての不当性が見出さ  
れれば、解釈の名を借りて、実質的に効力を否定する傾向にある。確かに、何を免責事由とするかは、第  
一に、約款作成者である保険者の裁量に委ねられているとはいえよう。しかし、その根底に合理性が見出  
せない場合には、裁判例において効力が否定されることもありうるのである。それゆえ、本文中の反論の  
立場が成立しうるかは、その合理性次第である。約款の司法的規制に関する近時の状況については、洲崎  
博史「山下ほか」・前掲注（18）書四七頁以下を参照。

#### 四 自殺の場面に援用可能な法理

不可争条項説によっても、免責期間経過後の自殺の場合に、常に保険金支払が肯定されるわけではない。裁判例では、自殺免責の規定とはまた別の法理に基づいて、保険金支払が否定されることも少なくない。学説上も、様々な法理の適用可能性が示されている。そこで、免責期間経過後の自殺につき、いかなる法理による処理が考えられているのか、概観することとしたい。個々の法理の妥当性については議論もあるが、本稿の検討対象を越えるため、ここでは深く立ち入らず、最低限の整理をすにとどめる。

##### 1 重大事由による解除

生命保険の約款においては、保険事故を仮装する方法により保険金を詐取しようとした場合など、保険契約の基礎をなす信頼関係が破壊され契約関係の継続を期待しえない事由が生じた場合には、保険者は将来に向かって契約を解除する権利が発生するとの条項が設けられることが一般的である。<sup>35)</sup>「将来に向かって」というのは、保険者が保険料を取得できることを意味するに過ぎず、信頼関係を破壊する事実の発生時に遡って契約は解除されると解されている。<sup>36)</sup>この法理によれば、重大な事由に相当する事態が発生すれば、たとえ免責期間経過後の自殺の場面であっても、保険者は保険金の支払を免れることができる。なお、近時公表された生命保険改正試案も、六八〇条の三にて、重大事由による解除を認めている。<sup>38)</sup>

この法理を最初に認めたのは、大阪地裁昭和六〇年八月三〇日判決<sup>39)</sup>であった。事案を簡単に紹介しておこう。

会社経営者のAは、資金の借り入れの担保とするなどのため、自らを被保険者として多数の生命保険契約を締結していた。しかし、資金繰りに窮し、多額の借金を負うこととなったので、その保険金を詐取することを考えるようになった。そこで、Aは妻Xらの助けも借りて、偶々知り合ったBを替え玉として殺害した。しかし、替え玉であることは発覚するところとなり、Aは自殺した。この時点で、契約締結時より一年以上が経過していた。Xらは、保険会社Yに対し、約款所定の免責期間経過後の自殺であるとして保険金を求めて訴えた。

大阪地裁は次のように述べて、Xらの請求を棄却した。「生命保険契約において、商法或いは保険約款に規定がなくても、その契約本来の特質から、保険契約者が保険金の取得を意図して故意に保険事故の発生を仮装するなど、生命保険契約に基づいて信義則上要求される義務に違反し、信託関係を裏切って保険契約関係の継続を著しく困難ならしめるような不信行為をしたような場合には、保険者は債務不履行を理由に催告を要せず生命保険契約を将来に向かって解除することができるものと解するのが相当である。」Aが替え玉殺人を行ってから自殺するまでの一連の行為は、信託関係を裏切る行為であるとし、口頭弁論期日にてYは解除の意思表示をしたといえるから、保険金支払義務はない、とした。

保険会社のYは自殺免責に関する商法の規定の適用も主張している。その論拠は近時の裁判例が説くところとほぼ同旨であり、保険詐取目的の自殺については自殺免責期間を定める約款規定は公序良俗に反し無効となる、というものであった。この主張が採り入れられなかったということは、大阪地裁は、不可争条項説に則った上で、重大事由による解除という法理を紡ぎだした、と理解することもできよう。

## 2 危険の著しい増加による保険契約の失効

商法六五六条は、保険契約者・被保険者の責めに帰すべき事情により危険が著しく増加した場合に、保険契約が失効する旨定めている（商法六八三条一項により生命保険契約にも準用）（以下「危険著増による失効の法理」と称する）。この法理を、いわゆる道徳的危険が増加したような場面にも拡張すれば、自殺の場合にも援用しうる。この拡張的適用については学説上争いがあるものの、これを採用した裁判例がある。

問題となったのは、多額の借金を抱えたAが、自らを被保険者とする巨額の保険契約に加入し、その後フィリピンのマニラ市にて頭部を銃撃され、死亡したという事案である。Aは自らを殺害するように依頼した、すなわち、いわゆる囑託殺人がなされた可能性が極めて高いと認定された。この事案では、傷害保険契約についても問題となり、複数の裁判例にて争われた。争点は多岐にわたるが（免責期間の起算点も問題となっており、裁判例によっては、免責期間内か否かにつき判断が分かれている）、Aが自らの殺人を囑託した時点で危険が著増し保険契約は失効する（商法六五六条）と判示した裁判例もあった<sup>10)</sup>。その中には、約款規定の「自殺」には囑託殺人が含まれないと解し、危険著増による失効の法理は免責期間経過後の場合でも援用しうるとしたものもあった<sup>11)</sup>。

## 3 公序良俗

免責期間経過後の自殺につき、一般法理である民法九〇条を援用し、問題となる保険契約を無効とする方策もありうる。この方策によった、大阪地裁平成八年一二月二五日判決<sup>12)</sup>の事案は次の通りである。多額の負債を抱え倒産寸前であったA社が、高齢のB女を名目的に取締役にすえ、自らを保険金受取人とし、役員保険の名目で多数の生命保険に加入した。B女は契約締結後から一年後に自殺したが、後に、B社の元代表取締役らが自殺帮助

および詐欺未遂の疑いで書類送検された。A社から保険金請求権を譲り受けたXが保険金を請求したが、こうした事情を受けて、保険者であるYらは保険金の支払を拒絶したため、Xは保険金の支払および既払い保険料の返還を求めて訴えを提起した。

大阪地裁は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。「生命保険契約は、人の死亡または一定の時期における生存の事実に対して金銭の支払を約することを内容としており、本質的に当事者の一方または双方の契約上の具体的な給付が偶然の事実によって決定される射倖契約の性質を有するため、当初から偶然による不労の利得そのものを専らの目的とする賭博的行為に悪用されたり、不法な動機をもってする公序良俗違反の行為を誘発するおそれがあるため、不公正を排し、信義誠実の原則を厳守することが要請されるものといえる。そこで、保険契約者ないし保険金受取人が、保険事故の発生に関与したとは認められない場合であっても、保険契約者ないし保険金受取人、被保険者の年齢、職業、身分関係、収入、生活状態その他の事情を斟酌して、保険金額が極めて巨額であり、保険料が著しく高額で、明らかに長期間にわたる保険料の支払の継続を予定しておらず、当該保険契約に加入するについて、社会通念上、何らの必要性及び合理的理由が認められず、保険契約の給付責任開始日あるいは自殺免責期間の経過と保険事故の発生日時に有意的な相関関係が認められるような場合において、保険契約者ないし保険金受取人が、当該保険契約の締結により、人為的な保険事故を誘発せしめるような著しく誘惑的な環境が作出されることを認識しながら、当該保険契約を締結し、その結果として人為的な保険事故が招来されたと認められるときには、生命保険契約における保険事故の偶然の事実への依存関係を破壊し、かつ、不労利得を得る目的をもって、当該保険契約を締結したものとして、当該保険各契約は公序良俗に反し、無効と解すべきである。」

以上では、公序良俗違反を適用するための条件が複数挙げられているが、保険金取得目的で契約が締結されたか否かを重視していることは明らかである。現実に人為的な保険事故が招致されたという条件も、あくまで、契約締結時の保険金取得目的を推認するための一つの要因に過ぎないと理解すべきであろう。前述した山口地裁判決とは、事案が類似する。それだけでなく、判示内容も、契約締結時の保険金取得目的が重視され、自殺免責期間の経過と保険事故の発生日時に有意的な相関関係が判断材料の一つとして挙げられていたり、相当に近似している。

学説上も、公序良俗の法理は有効な方策の一つであると考えられている。従来は、この判旨のように、契約締結時の保険金取得目的がある場合に限定する見解が一般的であったように思われる。それゆえ、契約締結後に保険金取得の意図が生じたような場合には公序良俗の法理は援用できないと解されていた<sup>(18)</sup>。しかし、近時では、そのような事情に限られず、広く公序良俗違反を問うることを指向する見解も有力に唱えられている<sup>(19)</sup>。例えば、「保険契約の内容、自殺に至る諸事情全体をみて保険金の支払をすることが社会的妥当性を著しく欠く場合」には、保険金の支払は公序良俗に反して許されないと説かれる<sup>(20)</sup>。この見解によれば、契約締結後に保険金取得の意図が生じたような場合にも、公序良俗違反を問うることになる。以下では、前者の見解を公序良俗旧説、後者の見解を公序良俗新説と称することとする。

#### 4 詐欺

保険金取得の目的をもって保険契約を締結することが、詐欺に該当すると解することもできる。この場合には、民法九六条に基づき契約の取消ができる。また、約款には詐欺の場合に契約は無効となる旨の規定があるので、

その規定に基づくこともできる。ただし、詐欺を保険契約に援用することに関しては、何をもちて保険契約者の欺罔行為とするかという問題や、真実を秘匿したという面で告知義務とはいかなる関係にあるかという問題などがある。しかし、傷害保険の事案であるが、実際にも、保険金詐取が意図された場合に詐欺が援用された裁判例はいくらか存在する。<sup>(46)</sup>学説上、免責期間経過後の自殺についてもこれを積極的に認めようとする見解が存在する。<sup>(47)</sup>

## 5 権利濫用の法理

問題となるケースは保険金受取人による保険金請求が権利濫用にあたるとして処理すべきとする見解がある。<sup>(48)</sup>ただし、その具体的な適用対象については、まだ詳しくは論じられてきていない。おそらく、権利濫用という場合には、保険金受取人による保険金請求が社会的に見て肯定しがたいような場面に適用されるのであろう。例えば、保険金受取人が保険事故の発生につき何らかの形で関与している場面が該当する考えられる。そうすると、権利濫用の法理は、重大事由による解除や、保険金受取人による故殺殺人の規定（商法六八〇条一項二号）などが適用される場面を対象としているといえる。あるいは、もう少し広く、公序良俗違反の場面や詐欺の場合も対象としうるかもしれない。

## 6 小括

以上のように、必ずしも自殺の場面に限定したものではないが、様々な法理が裁判例において援用され、また学説上も提唱されてきた。これらの法理によれば、保険金取得目的推定説が問題としている場面についても、保険金支払を否定することが可能となる。それゆえ、自殺の場面については、こういった法理による処理も同時に

問題となりうる。

これらの法理は、それぞれ要件や効果を異にしている。一見したところ、バラエティに富んでおり、広い範囲がカバーされているようである。しかし、上述の裁判例の事案を概観するかぎり、事実関係には一定の傾向がありそうである。適用対象の面で整理すると、実は、次の二種類しかない。第一に、自殺に関する一連の行為の悪質性を対象とするグループである。これには、重大事由による解除、危険の著しい増加による失効の法理、および公序良俗新説が該当する。権利濫用の法理もこちらに該当することになる。第二に、保険金取得目的での契約締結を対象とするグループである。これには、公序良俗旧説と詐欺の法理が該当する。

同一グループ内の法理は、少なくとも理論的には、ある程度の互換性を指摘しうる。例えば、危険の著増による失効の法理が問題となった事案では、重大事由による解除を用いることもできたであろう。また、詐欺が問題となるようなケースでは、公序良俗違反を問うことも不可能ではあるまい。これは、個々の事案において、この二つの適用対象の観点から問題性を把握した上で、その事案の解決に適合的な要件・効果を有する法理が、場当たり的に選択されてきたからではあるまいか。

このように、各法理の相互の関係は自明ではない。体系的な整理も十分とは言い難い。自殺の問題は、こうした様々の、しかし未整理な法理群の真っ只中にある。商法ないし約款の自殺免責規定もそうした対処策の一つに過ぎない。それゆえ、自殺免責規定の位置付けは、他の法理との関係に十分留意して、総合的に検討する必要がある。

注(36) 江頭憲治郎・前掲注(14) 書四六五頁。重大事由による解除の法理に関する議論については、例えば、

(37) 中西正明「保険者の特別解約権再論」『傷害保険契約の法理』三五九頁以下(有斐閣、一九九二年)を参照。  
(38) 江頭憲治郎・前掲注(14)書四六六頁注(4)参照。

(39) 提案理由については、生命保険法制研究会「生命保険契約法改正試案 傷害保険契約法改正試案 疾病保険契約法改正試案(一九九八年版)理由書」一三三頁以下(一九九八年、生命保険協会)参照。

(40) 判時一一八三号一五三頁。判例研究としては次に掲げるものがある。清瀬信次郎「判批」金判七五六号三九頁(一九八六年)、青谷和夫「判批」生命保険協会会報六六卷二号三五頁(一九八六年)、村上英雄「判批」保険学雑誌五一九号六五頁(一九八七年)、出口正義・前掲注(32)判批一〇一頁、吉川吉衛「判批」別冊ジュリスト九七号『生命保険判例百選(増補版)』二四六頁(一九八八年)、吉川吉衛「判批」別冊ジュリスト二二二号『商法(保険・海商)判例百選(第二版)』一一六頁(一九九三年)。

(41) 札幌地判平成二年三月二六日判時一三四八号一四二頁。判例研究としては次に掲げるものがある。西島梅治「判批」判例評論三八四号二〇一頁(一九九一年)、石田満「判批」私法判例リマックス3号19991<下>一二五頁(一九九一年)、竹瀆修「判批」文研保険事例研究会レポート七六号二頁(一九九二年)、甘利公人「判批」ジュリスト一〇三五号一六七頁(一九九三年)、小林登「判批」別冊ジュリスト一二二号『商法(保険・海商)判例百選(第二版)』一二六頁(一九九三年)、大塚英明「判批」別冊ジュリスト一三八号『損害保険判例百選(第二版)』一九一頁(一九九六年)。

(42) 東京地判平成四年一月二六日判時一四六八号一五四頁。判例研究としては、石原全・前掲注(18)判批二一七頁がある。なお、この判旨は、控訴審にて否定されている。東京高判平成五年一月二四日文研保険判例集七卷二八九頁。ただし、この相違は、免責期間の起算日が異なっていることによるものである。原審では起算日は現実の契約締結日とされたが、控訴審では、約款の規定によれば、保険者の給付責任開

始日、すなわち第一回の保険料の口座振替日の翌月一日と考えるべきであると判示された。その結果、自殺は免責期間(一年)内に発生したといえるので、このことをもって、保険金の請求は否定されたのである。つまり、免責期間内の自殺といえるか否かが決定的であったと考えられる。

- (42) 判タ九五六号一八二頁。本文で示した判断は、控訴審判決(大阪高判平成九年六月一七日判時一六二五号一〇七頁)でも、是認されている。なお、判例研究としては、潘阿憲「判批」ジュリスト一一八〇号八頁(二〇〇〇年)、清水耕一「判批」阪大法学五〇巻三号五〇五頁(二〇〇〇年)がある。

- (43) 大澤康孝「公序良俗と保険法」エコノミア五一巻四号三五頁(二〇〇一年)。

- (44) 森本滋「判批」商事法務一二二二号五三頁以下(一九九〇年)、潘阿憲「生命保険契約におけるモラル・リスクと公序良俗理論」生命保険論集一三七号(第一分冊)八〇頁(二〇〇一年)。なお、損害保険契約に関する論稿であるが、山下友信「判批」『損害保険判例百選「第二版」』一一頁(一九九六年)参照。

- (45) 山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一一頁。ただし、この論稿は、一般論としては多数説である不可争条項説に与するが、本文中に挙げた公序良俗に反する場合を、商法六八〇条一項一号が部分的に絶対的強行規定として意味を持つ範囲として定式化している。したがって、実定法上の解釈論としては、有力説である保険金取得目的推定説の枠組みによるようである。

- (46) 東京地判平成二年一〇月二六日判時一三八七号一四一頁、東京高判平成三年一〇月一七日金判八九四号二七頁。

- (47) 小町谷操三・前掲注(26) 論文八二頁、中西正明・前掲注(30) 判批八頁。

- (48) 山本豊・前掲注(9) 山口地裁判決判批一一頁。同旨、小町谷操三・前掲注(26) 論文八二頁、竹瀨修「保険事故招致免責の主観的要件」保険学雑誌五四七号三九頁(一九九五年)、中西正明・前掲注(30)

判批八頁。

(49) このような傾向は、いわゆるモラルリスクの対処策一般について指摘しうる。山下友信「モラル・リスクに関する判例の展開と保険法理論の課題」『現代の生命・傷害保険法』二四五頁以下（弘文堂、一九九九年）参照。

## 五 検討

以上までの考察からすれば、約款の自殺免責期間の定めの有効性は、次の二点について検討する必要がある。第一に、商法六八〇条一項一号の趣旨から見て、自殺免責期間の定めは適用対象だけで十分か否かということである。第二に、他の法理との相互の関係を体系的に整理することである。

まず第一点について検討することとする。商法六八〇条一項一号は、全ての自殺を不当な目的によるものとみなすわけであるから、前述の第一のグループ（行為の悪質性に着目）にも第二のグループ（保険金取得目的での契約締結に着目）にも該当する<sup>(49)</sup>。これに対して、自殺免責期間の約款規定は、保険金取得目的での契約締結を排除する機能しか有していないから、第二のグループに該当するといえるであろう<sup>(50)</sup>。それゆえ、約款規定は、第一のグループに該当する場面については沈黙していることになる。しかも、第二のグループにおいても、期間の経過という間接的な事情をもって判断するため、「漏れ」もありうるが、それには目をつぶることになる。このように限定的な処理には、問題がないのであろうか。

商法六八〇条一項一号の趣旨は、公序の要請と信義則の要請、そして保険制度維持の要請であった。まず、保

險制度維持の要請については、保険数理を熟知する第一の専門家である保険者が、第二のグループのみを対象とする約款規定をあえて置いているわけであるから、問題がないと考えられる。少なくとも、保険会社が保険制度維持の面で問題があると主張することは、禁反言則により許されるべきではないであろう。

信義則の要請については次のように考える。保険に加入するのは被保険者ではなくあくまで保険契約者であるから、保険金取得目的での契約締結は保険契約者の関与があつてなしうるものと考えられる。多くは、保険契約者と被保険者が同一人物である場合であろう。このとき、被保険者が現実自殺をしたら、当初の目論み通りの結果であるといえ、保険契約者はその自殺に相当程度関与していると推認しうる。契約当事者間における信義誠実の原則からすれば、このことは許されるべきではない。それゆえ、保険金取得目的にて保険契約が締結された場合は、契約当事者の信義則違反を根拠として、保険契約法上、保険者免責という制裁を与えるべきことと解しうる。約款規定は、自殺免責期間を設けることにより保険金取得目的での契約締結を排除すべく機能するものであるから、まさにこの信義則の要請を具現化したものと把握しうる。したがって、約款規定による処理は、信義則上、取り立てて問題とすべきほどでないといえよう。<sup>32)</sup>

また、信義則をいうのであれば、むしろ保険者の側に問題がある。保険者は約款の作成者であるから、免責期間経過後も免責されるような条項を、あえて、組み入れなかったといえる。ましてや、保険者は、自殺の場合にも保険金を支払うということを前提に保険販売を促進し、利益をあげてきたのである。<sup>33)</sup> そうすると、保険者が免責を主張しうる地位にあるとは、信義則上、言い難いではなからうか。

残るは公序の要請である。しかし、「公の秩序」というからには、その限界がどこにあるかは、この社会自体に問うしかないのであろう。机上の推論で容易に結論を導くことは、単なる臆測に墮しかねない。できるかぎり実

態を踏まえて検討すべきである。その意味では、これまでの実務状況ほど格好な資料はない。

先にも触れたが、免責期間に従った画一的な処理がもたらす、訴訟経済性および保険金支払事務の円滑性の利益は小さくない。保険契約者（保険金受取人）にとっては、自殺であっても迅速に保険金を受け取れることは大きなメリットであろう。一方で、保険者にすれば、保険金を支払うべき場面が増えても、保険数理上処理できれば、保険料の額に反映させるだけであるから問題はない。それどころか、自殺にも支払うということにより、より多くの者に保険を販売できるというメリットがある。もちろん、こうした処理は自殺を誘発しがちと思われ、問題のあるケースは生じうるであろう。<sup>(84)</sup>しかし、自殺免責期間の処理が長年にわたり継続され、しかも期間が徐々に短くなっていったのは、そうしたデメリットよりもメリットが上回ったからではないか。また、自殺免責期間以外の方策が有効に機能し、デメリットは効果的に解消しうるともいえるのではないか。

前述したように、かつては多様な約款規定が存在したが、長い年月を経るうちに、自殺免責期間の定めが統一され、現在ではすっかり定着している<sup>(85)</sup>。（三・二参照）。すなわち、実社会において様々な「実験」が行われ、試行錯誤の末に現状に辿り着いたのである。社会は、自殺免責期間による処理の有効性を承認したといえよう。したがって、必要かつ十分な資料に基づいたとまではいえないが、現状を見るかぎり、約款規定からは反公序的な事情を見出すことはできないと考えられる。

以上より、現時点では、保険金取得目的で契約が締結されたことが自殺に関わる限りにおいて、自殺免責期間の定めによる処理を見直すべき必然性はないと言わざるを得ない。多数説である不可争条項説を支持すべきである。

それでは、不可争条項説を前提に、第二の検討課題である、他の法理との整理を試みることにしたい。まず、

第一のグループ（行為の悪質性に着目）の諸法理については、適用を排除すべきではないと考える。なぜならば、自殺免責期間の定めとは適用対象を異にしており、棲み分けが可能であるからである。また、これまでの実務では、第一のグループに属する諸法理をも援用して問題の解決に当たってきたわけであり、それらも含めた処理が妥当なものとして社会に承認されたと理解しうる。

一方で、第二のグループ（保険金取得目的での契約締結に着目）については、できる限り自殺免責期間の定めを一本化すべきと考える。なぜならば、第二のグループに該当する公序良俗や詐欺は、いわゆる一般法理であり、それを自殺の場面に特化させたものが、自殺免責期間の定めと考えられるからである。もとより、自殺免責の趣旨として公序の観点がある以上、公序良俗の法理を重疊的に適用する余地はないはずである。また、詐欺の法理を適用しうるのは、自殺によって保険金を詐取するつもりで契約を締結した場面であるから、まさしく自殺免責期間の定めが対象とするところである。そもそも、自殺が問題となるケースにおいて、公序良俗や詐欺の法理を用いることには、加入者側の動機や目的を問題とせざるを得ず、内心の意思の証明が困難であるがゆえに不可争約款が設けられたとする枠組みからは、背理である<sup>56</sup>。

ただし、これらの法理の適用が排除されるのは、あくまでも自殺が関係するかぎりである。仮に、自殺が関わる一連の事実を除外しても、その他の事情で要件が満たされるのであれば、公序良俗や詐欺の法理を排除するまではないと考える。例えば、多額・多数の保険契約を締結したことが、そのみで公序良俗違反を構成するかどうか<sup>57</sup>、免責期間経過後の自殺の場合でも、保険金支払を否定しうる。もっとも、判断要素となる事情がそのように限定されれば、現実的には、公序良俗や詐欺の法理を適用しうる場面はめったにないであろう。

それでは、この私見の立場によれば、具体的な事案はいかに処理されることになろうか。二にて示した近時の

裁判例について検討することとした。まず、山口地裁判決を採り上げることとする。この事案は極めて悪質なケースであり、結論として保険金支払を認めるべきではないことは衆目の一致するところであろう。おそらく、前述したどの法理を用いても、保険金支払を否定することは可能であろう。これは、保険会社側の弁護士および裁判所の尋常ならざる努力により、凄惨な事実状況がほぼ明らかにされたからである。しかし、だからこそ、この事案の問題性を正面から捉える法理を援用すべきである。この事案では、終局的に保険金を受け取ることになる暴力団組長が自殺に至る一連の行為に関与していることが問題の核心である。そうであるならば、保険金受取人による故意殺人の規定（商法六八〇条一項二号）が最も事案適合的な法理である。立証上の問題はあるが、近時、生命保険契約において保険金受取人が被保険者殺害に関与したことが推認されるとして保険金請求を排斥した裁判例もあり、この法理の拡張的適用の是非を検討すべきである。

これに対し、岡山地裁判決の事案では、山口地裁判決の事案のように、偽装事故などは生じておらず、状況がかなり異なっている。悪質な行為は認められるが、それは被保険者による自殺行為であり、すなわち、保険事故そのものである。こうした場合に第一のグループ（行為の悪質性に着目）に該当する法理を用いることができるかは、また別段の考慮が必要であろう。仮に、それらの法理のいずれにおいても要件を満たさないのであれば、保険金支払を肯定すべき事案とも考えられるのではなからうか。いずれにせよ、それらの法理の援用可能性の面で検討されるべきである。

それでは、東京高裁判決はどうか。東京高裁は、被保険者が保険金取得目的で自殺していることを重視している。そうすると、前述したように、契約締結後十数年も経過してから、遺族に金銭を給付するために自殺が行われた場合も射程に含まれることになる（二五参照）。しかし、そのような場合にまで保険金支払を否定すること

が一般に承認されるとは考えにくい。<sup>(42)</sup> それに加えて悪質な事情を見出せなければ、これまでの裁判例・議論状況などを見るかぎり、重大事由の解除権や公序良俗などの法理の要件を満たすまでには至らないであろう。その意味では、多額・多数の生命保険契約が締結されたことは一つ考慮しうる事情かもしれない。しかし、平成六年の時点で、無効といえるほどの契約の累積があつたとまでいえるかは、疑問である。<sup>(43)</sup> 認定された事実によれば、その他の特段の事情は窺えない。そうすると、免責期間を経過している以上、平成六年に締結された生命保険契約に関しては、保険金請求は拒絶できないと解すべきである。<sup>(44)</sup> 第一審（東京地裁平成一年三月二六日判決）の判断が妥当であろう。

注(50) 同様の指摘をするものとして、竹瀝修・前掲注(15) 論文一〇七五頁。

(51) 保険金取得を目的とする自殺を免責とすることを、約款の自殺免責期間の定めの本来的趣旨の一つと解する見解もある。大澤康孝・前掲注(17) 論文一五頁。同旨、笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任(四・完)」文研論集一三二号一五八頁(二〇〇〇年)。しかし、少なくとも機能面からは首肯できなない。

(52) 信義則上問題となりうる場面としては、保険金受取人が被保険者の自殺に関与する場合も考えられる。しかし、被保険者と保険金受取人が同一人物である場合ならば、問題はないであろう。なぜならば、その場合、死亡保険金を受け取るべき者は、実際には被保険者ではなく、その相続人であるからである。一方、被保険者と保険金受取人が別人である場合に、保険金受取人が被保険者の自殺に関与しているならば、本文中でも論ずるように、被保険者の自殺の問題というよりも、保険金受取人による故意殺人の問題と把

握すべきである。

- (53) 同旨、山本豊・前掲注(9) 山口地裁判決判批二一一頁。なお、告知義務に関する不可争条項についてであるが、同様の指摘もある。小町谷操三・前掲注(26) 論文七二頁以下参照。
- (54) 山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一七頁。
- (55) 同様に、実務状況を考慮するものとして、山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一七頁。
- (56) 洲崎博史・前掲注(9) 山口地裁判決判批一〇八頁、山本豊・前掲注(9) 山口地裁判決判批一一〇頁。
- (57) 近時の有力説である。竹瀆修・前掲注(48) 論文三九頁参照。
- (58) 例えば、山下友信「商法判例の動き」ジュリスト臨時増刊一一七九号『平成二一年度重要判例解説』九七頁(二〇〇〇年)は、「事案をみると結論もやむなしとの印象もある」とする。
- (59) 東京高判平成一三年三月一三日判時一七四四号一二五頁。
- (60) 洲崎博史・前掲注(9) 山口地裁判決判批一〇八頁、甘利公人・前掲注(9) 山口地裁判決判批一六六頁。
- (61) 保険金取得目的の自殺であったとの事実認定については、疑問も呈されている。甘利公人・前掲注(11) 東京高裁判決判批一八〇頁。
- (62) 洲崎博史・前掲注(9) 山口地裁判決判批一〇八頁参照。
- (63) 同旨、山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一八頁。
- (64) 同様に、東京高裁判決の結論に疑問を唱えるものとして、甘利公人・前掲注(11) 東京高裁判決判批一八一頁。

## 六 結びに代えて

以上検討したところを要約すれば、次の通りである。現状に鑑みる限り、約款所定の自殺免責期間の定めは、多数説のように、不可争条項と解することが妥当である。この不可争性により、保険金取得目的での契約締結について争うことは出来ない。それゆえ、それを問題視する詐欺などの法理は、自殺の場面には、援用しえないと解される。ただし、不可争性が及ぶのはその限りである。自殺に関する一連の行為に悪質性を見出せる場合は、また別の法理（重大事由の解除権や公序良俗の法理など）を援用して、妥当な解決を導くべきである。

ただし、本稿の検討結果は、一定の方向性を示すものに過ぎない。実は、有力説である保険金取得目的推定説の論拠を完全に否定しえたわけではない。あくまでも現時点では、保険金取得目的推定説の懸念する事情はないという結論に至ったのみである。将来に関しては、まだ未知数である。また、重大事由の解除権などの法理については、一応の整理をするにとどまっている。それらの法理によって、どのような場合には保険金請求を否定すべきかは、保険契約法全体に関わる大問題であるがゆえに、検討対象としなかった。その意味で、冒頭に示した問いに対して、十分に解答できたわけではない。それでは、生命保険契約法では、被保険者の自殺をどのように扱うべきであろうか。そもそも、保険契約において、どのような場合には保険金請求を否定すべきであろうか。理論的にも、体系的にも、検討すべき点が多い。実態をより科学的に把握することも必要であろう。

残された課題は少なくない。もっとも、本稿で示した方向性からは、いくらかの示唆を引き出すことができそうである。そこで、以下の指摘をもって結びに代えることとしたい。

私見は、要するに、保険金取得目的にて契約が締結される危険性は、約款規定により十分排除されていると解するわけである。しかし、それでも懸念を払拭できないというのであれば、一つの有用な解決策として、自殺免責期間を伸長する方策を採ることが考えられる。実務は、そのように動いている。平成一年四月には、免責期間を二年とする約款が登場し、現時点では、二年の約款が多数を占めているようである。ただし、保険者の対処策がそれに尽きるわけではない。約款に、自殺を全期間免責とする規定を入れたり、保険金取得目的での自殺は免責事由とする定めを置くことも考えられる。いずれの方策が最善かということは、終局的には市場が判断することである。もっとも、前述のように、様々な種類の約款が存在した中で、自殺免責期間を設けた約款に統一されてきたという歴史に鑑みれば、自殺免責期間の設定以外の方策が一般的に受け入れられるかということには、疑問を感じる。

近時発表された生命保険契約法改正試案では、任意規定であるが、被保険者の自殺につき免責期間（二年）を定める規定がある。ただし、この試案には、従来の公序良俗違反や詐欺の法理が適用される場面に対応すべく、不法に保険金を取得する目的をもって締結された保険契約は無効とする旨の規定も設けられている（改正試案第六七三条の二）。いずれの規定も前述の第二のグループに属するものであるが、相互にどのような関係にあるのであろうか。その関係次第では、自殺免責期間の定めが大きく減殺されかねない。

なお、保険金取得目的での契約締結の防止という観点からすれば、意図的な保険加入を回避しようような形態の契約であれば、とりたてて自殺免責期間を設ける必要もないともいえそうである。実際に、諸外国には、団体保険の場合に自殺免責期間を設定しない例もあるという。今後の実務の進展に注目したい。

注(65) インシユアランス生保版三八四三号一五頁(一九九九年)参照。

(66) 西嶋梅治・前掲注(4) 論文二二五頁によれば、平成一三年四月時点で、免責期間を一年とするものは四社にとどまるが、二年とするものは三二社もある。なお、三年とするものも四社あるそうである。

(67) 山本豊・前掲注(9) 山口地裁判決判批一一一頁参照。なお、山下友信・前掲注(11) 東京高裁判決判批一七頁は、保険者が、生命保険が自殺の誘因となることを本当に防止したければ、自殺を全期間免責とするよう約款を改訂し、これをPRするしかないと指摘する。

(68) 生命保険契約法改正試案第六八〇条一項一号。生命保険法制研究会・前掲注(38) 改正試案理由書一〇頁。起案理由については、同書の二一六頁以下参照。

(69) 生命保険法制研究会・前掲注(38) 理由書四五頁以下。なお、中西正明「生命保険契約法改正試案(1998年版)の解説——試案六七三条から六七三条の4まで——」生命保険協会会報二六一号四頁以下(一九九九年)参照。

(70) 山野嘉朗「生命保険契約における自殺免責期間短縮および自殺免責条項不適用に関するフランス保険法典改正(一九九八年七月二日法)について」愛知学院大学論叢法学研究四〇巻三号一四五頁以下(一九九九年)。

〔追記〕校正中に、大澤康孝「山口地裁判決判批」ジュリスト一二三二号一八六頁(二〇〇二年)に接した。私見と同様に、山口地裁判決の事案では、保険金受取人による被保険者故殺や、公序良俗違反に基づいて保険金請求を否定すべきと結論付けている。なお、判旨の論理により保険金請求を否定するためには、約款にその旨明示しなければならないとも指摘する。判旨(保険金取得目的推定説)の生命線は、明示の約款

なくして保険金請求を否定できるところにあるから、多数説である不可争条項説を是とする趣旨であろうか。

なお、山野嘉朗「二〇〇一年一月三日のフランス保険法典改正について」愛知学院大学論叢法學研究 四三卷三・四号一—四頁（二〇〇二年）にも接した。フランスでは、注（70）の文献で示された状況がさらに進展し、一部の団体信用生命保険では自殺免責が認められなくなったとのことである。理論的にも実務的にも、極めて興味深い改正である。今後の展開が注目されよう。

